

議案第 83 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 24 日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類 | 動産（車輛） |
| 2 | 財産の名称 | スクールバス |
| 3 | 品名及び数量 | 小型マイクロバス 2 台 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 取得の金額 | 23,954,000 円
(うち消費税 2,170,230 円) |
| 6 | 契約の相手方 | 兵庫県多可郡多可町中区岸上 14 番地 1
株式会社 ENDO
代表取締役 遠藤 広章 |